

2024年8月19日

各位

会社名 成友興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 細沼順人  
(コード番号: 9170 名証メイン市場)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
管理本部長 齊藤 衛  
(TEL. 03-3548-4111)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 発行の概要

(1)	発行期日	2024年9月20日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 19,600株
(3)	発行価額	1株につき1,650円
(4)	発行価額の総額	32,340,000円
(5)	割当予定先	当社グループの従業員 196名 100株
(6)	その他	本株式発行については、金融商品取引法施行令第2条の12第1項に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当いたします。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年5月16日付の取締役会において、当社グループの従業員を対象に、当社の株式上場を記念するとともに、対象従業員が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決定しております。

今般、当社は本制度の目的、当社の業況、各対象従業員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象従業員に対し金銭報酬債権合計32,340,000円、普通株式19,600株を付与することといたしました。

本株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員196名（以下、「付与対象者」といいます。）が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当を受けることとなります。本株式発行において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2024年9月20日（以下「本発行期日」という）から2029年9月19日までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### (2) 譲渡制限の解除

付与対象者が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員又は使用人その他これらに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

#### (3) 譲渡制限期間中の退任等の取扱い

当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合（ただし、退任もしくは退職と同時に取締役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）には、当該退任もしくは退職の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てについて、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもってその全部を無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式のすべてにつき、これに係る譲渡制限を解除することができるものとする。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得する。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の名古屋証券取引所における当社普通株式の直前終値（2024年8月16日）である1,650円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上